

赤い羽根 新型コロナ 緊急支援



令和3年度 赤い羽根新型コロナ感染下の 福祉活動応援全国キャンペーン

いのちをつなぐ支援活動を応援!
— 支える人を支えよう —

寄付 受付中

寄付受付期間

令和3年4月1日

～9月30日(6か月間)

つながりを、止めない。

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会的に孤立することが懸念される、子どもや保護者を支える活動を応援したい!

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、経済状況の変化等により、生活に困窮する人が増加しはじめています。福島県共同募金会では、中央共同募金会、全国の都道府県共同募金会と協働し、令和2年度に「赤い羽根子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」を実施し、感染症拡大に伴い困りごとを抱える子どもと家族の支援として、**合計26団体 総額701万円**の助成を行い、コロナ禍における福祉活動を支援してまいりました。皆様からお寄せいただいたご寄付により、お弁当のテイクアウトやデリバリーを通じた子ども・保護者の見守り、衛生に配慮して実施する子ども食堂、オンラインを用いた子育てサークル活動などの活動を応援することができました。感染拡大防止のために様々な制限を受ける中ではありますが、地域福祉の現場の創意工夫により、これまで築いてきた「つながり」をあきらめないための取り組みが多数展開されています。

福島県共同募金会では、新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなった福祉課題に取り組む団体を継続して支援するため、令和3年度も本キャンペーンを実施します。本キャンペーンでは、福島県内の子ども食堂のネットワーク組織である「ふくしま子ども食堂ネットワーク」の協力を得て、感染症拡大により浮き彫りとなった福祉課題の解決の必要性を訴えながら募金活動を行い、お寄せいただいたご寄付を原資として県内で活動に取り組む団体に助成を行います。

寄付方法

■銀行振込

- 手数料が無料となる所定の振込用紙をご用意しております。ご希望の方は福島県共同募金会までお問い合わせください。
- 必ず通信欄に「全国キャンペーン」とご記入ください。

東邦銀行 渡利支店 (普)2129
口座名義:社会福祉法人 福島県共同募金会

■郵便振替

- 郵便局備え付けの振替用紙をご利用いただけます。窓口で手続きを行った場合、振込手数料はかかりません。
- 必ず通信欄に「全国キャンペーン」とご記入ください。

02160-0-13379
受取人:社会福祉法人福島県共同募金会

■インターネットを通じたご寄付

インターネットにより、クレジットカード決済、コンビニエンスストア、ペイジー等で寄付いただけます。

<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/347/>



領収書を必要とされる場合は、福島県共同募金会宛てお問い合わせください。

実施主体 **社会福祉法人
福島県共同募金会**

〒960-8141
福島市渡利字七社宮111(福島県総合社会福祉センター内)
電話 024-522-0822 / FAX 024-528-1234
<https://akaihane-fukushima.or.jp/>

協力 協働実施 **ふくしま子ども食堂ネットワーク、福島県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会
全国の都道府県共同募金会、中央共同募金会**

- 本キャンペーンにお寄せいただいたご寄付は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、社会的に孤立することが懸念される子どもや保護者を支援する活動への助成原資として活用させていただきます（活動例参照）。
- 本キャンペーンは、例年10月から実施している赤い羽根共同募金の活動とは別に行われるものです。感染症の影響により浮き彫りとなった子どもと家族をめぐる福祉課題に取り組む活動を支援することを目的に実施します。

【活動例】

- ・子ども・若者が安心できる居場所や食事を提供する活動
 - ・地元の飲食店と連携した、ひとり親家庭等へのお弁当の配達
 - ・困難を抱えた家庭への食料品、生活必需品の提供
 - ・孤独な子育てを防止するための相談、見守りなどの支援活動
 - ・フードバンクの拠点整備（食材を保存するための備品等）
 - ・オンラインを活用した子どもや家族の相談支援、学習支援、居場所活動
 - ・衛生環境に配慮して行われる子ども食堂など居場所活動の開催
 - ・虐待やドメスティックバイオレンスなどの被害を受けている方が一時的に避難をする緊急避難先（シェルター）の提供・整備、その後の居住・生活支援
 - ・コロナ禍での支援活動を円滑に行うための研修会開催 など
- ※寄付金の使途は福島県共同募金会のホームページで報告します。

令和2年度 赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン 助成結果

第1回

- 応募期間：令和2年6月1日から同年6月30日まで
- 助成決定件数：9団体
- 助成総額：251万円

所在地	団体・グループ名
会津若松市	会津 OHANA
郡山市	特定非営利活動法人真善美
郡山市	つばさ会
郡山市	特定非営利活動法人ポコ・パロール
いわき市	+ cooce (プラクーチェ)
白河市	一般社団法人あんだんて
白河市	特定非営利活動法人NEXT しらかわ
伊達市	子どもたちを元気にする会「にじいろ」
西郷村	一般社団法人子ツカラ

所在地	団体・グループ名
大玉村	一般社団法人ちろる
西郷村	ほっこりキッチン宝っこ
古殿町	特定非営利活動法人ふるどの

第2回

- 応募期間：令和2年12月16日から令和3年2月9日まで
- 助成決定件数：17団体
- 助成総額：450万円

所在地	団体・グループ名
福島市	特定非営利活動法人シェア・ラブ・チャリティーの会
福島市	特定非営利活動法人子どもたちのいのちを守る会・ふくしま
会津若松市	特定非営利活動法人つなぐ舎
会津若松市	会津 OHANA
郡山市	しおりっちこども食堂
郡山市	特定非営利活動法人真善美
郡山市	一般社団法人グレースコミュニティサービス
いわき市	きこえ子育てサークルもいもい
いわき市	特定非営利活動法人いわきふれあいサポート
白河市	特定非営利活動法人NEXT しらかわ
白河市	一般社団法人あんだんて
南相馬市	南相馬市社会福祉法人連絡会
相馬市	子育てサロン こはるびより
伊達市	子どもたちを元気にする会「にじいろ」

このキャンペーンへのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます

共同募金会への寄付金は、法人、個人ともに、税制上の優遇措置の対象となります。適用となる税制優遇は、寄付金の種類により異なります。本キャンペーンへのご寄付の場合は、次の通りです。

※税申告の際に、共同募金会発行の領収書が必要です。

【法人税】

「特定公益増進法人」である社会福祉法人への寄付として、「特別損金算入」の対象となり、一般の寄附金より損金算入限度枠が拡大します（法人税法第37条）。

- ・特別損金算入限度額＝（資本金×0.375%＋所得金額×6.25%）×0.5または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうち、いずれか少ない金額。

- ・限度額を超えた分は一般の寄付金額に含めます。詳しくは税務署等へお尋ねください。

参照：国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

【個人所得税】

「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択できます（所得税法第78条第2項または租税特別措置法第41条の18の3第1項）。

- ・特に「税額控除」の場合は、（寄付額－2千円）×40%が還付されます（※上限あり）。

例）1万円寄付した場合→3,200円が戻る。

- ・詳しくは確定申告時に税務署等へお尋ねください。